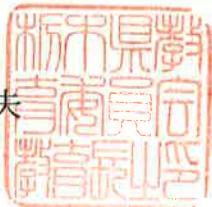


スボ振第539号
平成30年2月20日

那須雪崩事故御遺族一同様

栃木県教育委員会
教育長 宇田 貞夫



再調査の再度回答について（回答）

平成30年1月17日付けで御依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1 「7年前の講習会で起きた雪崩はどの程度の規模だったのか、けが人は出なくてもどの程度の危険があったのか」の項目について

- ① 「救出することができました」（最終段落）とは、どの情報を基に私どもに報告を行ったか。
- ② ①について、最終報告書を基にしているのならば、最終報告書の内容の真偽は県教委として当時の関係者らに確認を行った上で回答を行ったのか。
- ③ ②について、真偽を確かめていないとすれば、なぜ真偽を確かめず、私どもに「救出することができました」と事実確認するような報告を行ったのか。
- ④ 最終報告書に依存せず、県教委独自に平成22年の雪崩に関する規模や危険性について、当時の関係者を集めて検証する意思はあるのか。また、私どもがかねてより要望していた、当時の関係者を集めての説明会は、いつ行われるのか。

（回答）

那須雪崩事故検証委員会は、十分な客観性を確保するため、第三者の有識者の方に調査を委ね、県教育委員会が設置したものであり、その報告書はそれぞれの専門的な見地から客観的な検証をしていただきまとめられたものであります。

平成22年の雪崩については、県教育委員会として、4月中旬から5月上旬にかけて、当時の関係者を含む高体連登山専門部の委員に対し調査を行いました。また、登山専門部が独自で調査をした資料を5月下旬に収集し検証委員会に提出いたしました。その資料につきましては、6月3日の第2回検証委員会で示されております。さらに、5月14日に実施した検証委員会現地調

査での関係者への聞き取り調査において、県教育委員会も立ち会い、関係者による供述を直接確認しております。その後、9月10日に、御遺族の方から平成22年の春山安全登山講習会に関する再調査の要望を受け、9月18日に検証委員会による聞き取り調査を行い、これに県教育委員会も立ち会い、関係者による供述を直接確認しております。また、平成22年3月の春山安全登山講習会参加生徒については、検証委員会からの指示を受け、9月15日から29日に参加生徒のうち協力の了承があった3名に対して書面調査を行い、その内容を検証委員会に提出いたしました。

こうした経緯を経て、県教育委員会としても平成22年の雪崩について事実確認をしたところであり、これに基づき11月24日付で御遺族の方々に回答いたしました。

平成22年の雪崩につきましては、既に御遺族の方々に送付いたしました、関係者への書面による調査及び聞き取り調査結果が、事実関係であると考えております。

また、それは、5月28日、2月3日、2月10日の高体連及び登山専門部の説明会で報告されている内容と一致しております。

このようなことから、県教育委員会として関係者を集めての説明会は予定しておりませんので、御理解いただきたいと存じます。

平成22年の雪崩については、検証委員会の報告書のとおり、その規模から報告をすべき大きな雪崩だったと考えております。怪我がなかったとの理由で報告が行われなかつたことについては、聞き取り調査からも、生命の危険を感じた生徒がいたことは明らかであり、現場にいた教職員は、生徒の身体面だけでなく心理面にも配慮し、確認をすべきであったと考えます。今後このようなことがないよう、教職員一人一人の危機に対する意識、安全配慮への意識を高め、ヒヤリ・ハット事例も報告するなど組織体制を強化して参りたいと考えております。

2 「なぜ、7年前の雪崩については報告がなされなかつたのか、また報告する義務はなかつたのか」の項目について

- ① 県教委が考える報告義務の基準とは何か。
- ② 県教委が考える報告義務の基準に抵触していなければ、今後も平成22年の雪崩のような事故が万が一発生し、関係者への報告が行われなくても、県教委は責任の所在がどこにあったかを検証しないのか。
- ③ 平成22年の雪崩について、参加した当該職員が復命書に雪崩発生の事実を記載しなかつたことは、教員の職務義務に反することではないのか。

- ④ ③について、当時の当該職員への処罰は検討しないのか。
- ⑤ 県教委は、学校が保護者に説明する義務と責任について、どのように指導してきたのか。

(回答)

県教育委員会への報告については、生徒の怪我や器物破損等の実害が生じた場合や、警察や救急の出動などの事案について、その被害の状況に応じて各学校から報告することとしてきたところですが、報告の明確な基準は設けられておりませんでした。

今後は、県教育委員会として、報告・連絡・相談を徹底し、校内はもちろんのこと学校と県教育委員会、高体連とが情報を共有し、再発防止に取り組んで参ります。

平成22年の雪崩については、復命時に併せて報告すべきであったと考えますが、それをもって服務規程に抵触するものではないと考えており、当時の関係教職員については、処分事案には当てはまらないと判断しております。

これまで、平成22年の雪崩が事故として引き継がれなかつたことは、組織体制の不備が招いたことであり、そのようなことがないよう、重大事故はもちろんのことヒヤリ・ハット事例も含め報告する体制をつくり、再発防止に取り組んで参りたいと考えております。

学校の教育活動に関する保護者への説明責任につきましては、学校は保護者に対して適宜生徒の情報を提供していくべきものであり、日頃から情報を共有し、教職員と保護者の信頼関係を構築していくことが重要であると考えております。特に、学校事故が発生した場合には教職員は直ちに教頭、校長に報告するとともに、保護者への迅速な対応は不可欠であります。

県教育委員会においては、これまで、通知や管理職及び教職員の会議等を通じて、学校安全や教職員の服務等について教職員の意識を高めるよう指導しており、説明責任を果たすことの重要性について周知に努めて参りました。また、各学校では日頃から教職員に対し、報告・連絡・相談を心がけ、情報を共有するよう指導しておりますが、平成22年の雪崩について、保護者への報告がされていなかつたことは、組織における情報共有の体制、教員の危機に対する認識、安全意識等に問題があつたと反省しております。

県教育委員会としましては、安全管理に係る指導チェック体制を改めて整備するとともに、様々な機会を捉えて安全に対する教職員の意識を高め、今後さらに、教育活動における安全管理・危機管理の徹底を図って参りたいと考えております。

3 「7年前の雪崩はどのような方たちがどのようななかたちで共有してきたのか」の項目について

- ① 「登山専門部では…（略）…文書化した事実は確認できませんでした」と県教委の主観として回答しているが、当時の関係者らに確認をし、私どもに回答した結果なのか。
- ② 最終報告書の内容にすべて依存した回答内容ではないのか。
- ③ 最終報告書の内容にすべて依存した回答内容であるとすれば、最終報告書の内容の真偽は独自に当時の関係者らに確認をした上で、回答しているのか。

(回答)

1で回答したとおりであります。